

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則13-108

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員の週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は、一般職常勤職員の例による。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 任命権者は、パートタイム会計年度任用職員について、少なくとも1週間について2日の週休日を設けるものとする。ただし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあるパートタイム会計年度任用職員の週休日の設定については、4週間ごとの期間につき少なくとも8日の週休日を設け、次項により勤務を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><b>第5条</b> 任命権者(県費負担教職員については、<u>市町の教育委員会。次条第1項から第3項まで、第9条第6項及び第11条第1項において同じ。</u>)は、正規の勤務時間(第2条及び第3条の規定による勤務時間をいう。以下同</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員の週休日の振替及び半日勤務時間の勤務時間の割振り変更は、一般職常勤職員の例による。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 任命権者(県費負担教職員については、<u>市町の教育委員会。第11条第2項、第16条及び第18条を除き、以下同じ。</u>)は、パートタイム会計年度任用職員について、少なくとも1週間について2日の週休日を設けるものとする。ただし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあるパートタイム会計年度任用職員の週休日の設定については、4週間ごとの期間につき少なくとも8日の週休日を設け、次項により勤務を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p><b>第5条</b> 任命権者は、正規の勤務時間(第2条及び第3条の規定による勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間における条例第9条第1項及び第2項に規定する勤務を、一般職常勤職員の例により、会計年度任用職員に命ずる</p>

じ。)以外の時間における条例第9条第1項及び第2項に規定する勤務を、一般職常勤職員の例により、会計年度任用職員に命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

**第6条** 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)のある会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。)第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。)が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 (略)

4 前3項の規定は、要介護者(条例第9条の3第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)を介護する会計年度任用職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)のある会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から

ことができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

**第6条** 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)のある会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)第10条第1項第18号を除き、以下同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。)第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。)が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 (略)

4 前3項の規定は、要介護者(条例第9条の3第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)を介護する会計年度任用職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)のある会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。)第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。)が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは、「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

**第10条** 会計年度任用職員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は当該各号に定める期間とする。

(1)～(7) (略)

(8) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第

ある者を含む。第10条第1項第18号を除き、以下同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。)第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。)が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

**第10条** 会計年度任用職員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は当該各号に定める期間とする。

(1)～(7) (略)

(8) 配偶者が出産の場合 3日以内で必要と認める期間

16号において同じ。）が出産の場合 3日以内で必要と認める期間

(9)～(18) (略)

2～5 (略)

(介護休暇)

#### 第11条 (略)

2 介護休暇を申し出ることができる会計年度任用職員は、前項の申出の時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下この項において「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において前項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものとする。

3 (略)

(特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認の決定等)

#### 第15条 (略)

(雑則)

#### 第16条 (略)

(実施事項)

#### 第17条 (略)

(9)～(18) (略)

2～5 (略)

(介護休暇)

#### 第11条 (略)

2 介護休暇を申し出ることができる会計年度任用職員は、前項の申出の時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、当該申出において同項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないものとする。

3 (略)

(特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認の決定等)

#### 第15条 (略)

(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等の特例)

第16条 任命権者は、第2条から前条までの規定にかかわらず、全国的に統一して定められた基準に基づき勤務時間、休日、休暇等を定める必要がある会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(雑則)

#### 第17条 (略)

(実施事項)

#### 第18条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。